

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第2号

令和3年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月2日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 齊 藤 芳 久

記

- 1 期 日 令和3年2月10日（水）
  - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議場
- 

○会 期

令和3年2月10日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1番	友	田	雅	明	議員	2番	弓	削	勇	人	議員	
3番	平	瀬	敬	久	議員	4番	高	橋	劍	二	議員	
5番	柴	田	文	子	議員	6番	金	泉	婦	貴	子	議員
7番	加	藤	則	夫	議員	8番	漆	畑	和	司	議員	

不応招議員（なし）

## 令和3年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程（第1号） 令和3年2月10日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について
- 日程第 5 議案第2号 令和2年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第3号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について
- 日程第 7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について）
- 日程第 8 一般質問

午前10時00分開会

出席議員（8名）

1番	友田雅明	議員	2番	弓削勇人	議員
3番	平瀬敬久	議員	4番	高橋劍二	議員
5番	柴田文子	議員	6番	金泉婦貴子	議員
7番	加藤則夫	議員	8番	漆畑和司	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

企業長	齊藤芳久	副企業長	石川清
監査委員	長谷部博之	事務局長	小林秀之
事務局長	藤井裕基	事務局長	高篠保
事務局長	薄井貴行	総務課長	千葉晋彦
財務課長	前原民子	給水課長	毛須章久
施設課長	山崎利隆	施設課 主席主幹	高橋俊行
浄水課長	小林栄	浄水課 主席主幹	笠木知之

事務局職員出席者

書記	波田敦也	書記	和田巧
書記	吉田真由美		

### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 高橋剣二議長 現在の出席議員は8人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



### ◎議長開会の挨拶

- 高橋剣二議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症におきましては、いまだ収束の兆しが見えておらず、罹患された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本日は、令和3年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会のご案内を申し上げますところ、議員の皆様には公私ともご多用のところ、ご出席をいただき、ここに開会できますことを御礼申し上げます。

令和2年度も残りわずかとなりましたが、振り返りますと、昨年4月に新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言が発出され、宣言解除後も第2波、第3波が猛威を振るい、感染対策や生活様式の見直しなど、社会全体に多大なる影響を及ぼしました。今年に入ってから、再び緊急事態宣言が発出されましたが、改めて国民全体の団結の必要性を感じるとともに、この脅威がいち早く終息することを心よりお祈り申し上げます。

さて、当企業団の水道事業におきましては、各種事業、おおむね順調に推移しているようでございます。これもひとえに議員の皆様をはじめ、関係各位のご尽力のたまものと感謝を申し上げ、今後におきましても、ご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、本日提出されました議案は4件、一般質問は2名の議員さんから通告がございました。何とぞ慎重にご審議いただき、円滑のうちに日程全てが終了できますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。



### ◎企業長の挨拶

○高橋剣二議長　ここで、企業長に発言を求められておりますので、これを許可します。  
齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長　議員の皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

初めに、いまだ収束の兆しのない新型コロナウイルス感染症につきましては、罹患された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本日ここに、令和3年第1回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。当面する重要案件につきまして、ご審議いただきますことは、当企業団の発展のため、誠にありがたく、厚く御礼申し上げます。

また、常日頃水道事業の進展のためにご尽力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案申し上げました議案は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について、令和2年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、令和3年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について及び専決処分の承認を求めることについての4議案でございます。

内容につきましては、後ほど提案理由によりご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

### ◎諸報告

○高橋剣二議長　次に、今定例会の議事日程及び出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

### ◎会議録署名議員の指名

○高橋剣二議長　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、

2 番 弓 削 勇 人 議員

3 番 平 瀬 敬 久 議員

を指名いたします。



### ◎会期の決定

○高橋剣二議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。



### ◎議案の朗読省略

○高橋剣二議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してございます議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、あらかじめ送付してございます議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。



### ◎諸般の報告

○高橋剣二議長 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

---

◇

**◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○高橋剣二議長 日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

企業長より提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本案につきましては、監査委員、今國喜栄氏の任期が令和3年2月7日で満了したことに伴い、後任として中島啓善氏を選任することについて協議いたしましたところ、内諾をいただきましたので、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により、同意をいただきたく提出するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第1号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

## ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第5、議案第2号 令和2年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

企業長より提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第2号 令和2年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、補正予算第2条に定める収益的支出につきまして、人事異動や人事院勧告による期末手当の減額措置等に伴い、職員給与費を減額することなどにより、水道事業費用全体において1,148万9,000円の減額補正を行い、支出の合計を31億1,897万4,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算第3条に定める資本的支出につきましては、建設改良費について、人事異動等に伴い、職員給与費において47万5,000円の増額補正を行い、支出の合計を17億335万2,000円とし、その結果、収入が支出に対する不足額14億8,333万円につきましては、補正予算第3条に記載のとおり、補てんしようとするものでございます。

次に、補正予算第5条の債務負担行為につきましては、当年度以降にわたって債務を負担する事項の承認をお願いするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 3番、平瀬敬久です。ただいま議題となっております、議案第2号 令和2年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について4点質疑いたします。

1点目は、補正予算書1ページに記載の第3条について、2点目は、同3ページに記載の1、原水及び浄水費について、3点目は、同7ページ上段の2、給料及び手当の増減額の明細の表に記載の手当について、4点目は、同10ページ上段の（6）、期末手当・勤勉手当の表についてです。

最初に、1点目ですが、補正予算書1ページ、第3条の本文について、不足する額云々の部分に当初は記載されていない建設改良積立金が増えられています。この建設改良積立金が増えられたのは、なぜかについて伺います。

○高橋剣二議長 前原財務課長。

○前原民子財務課長 平瀬議員さんのご質疑にお答えいたします。

令和2年度当初予算第4条は、資本的収入及び支出を定めたもので、資本的支出の不足額に対する補てん財源の説明と予定額を表したものでございます。

当初予算においては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金を補てん財源として設定いたしました。補正予算においては、それに建設改良積立金を加えたものでございます。

これは令和2年7月議会定例会において、令和元年度に発生した純利益を建設改良積立金に処分するご議決をいただいたことから、補てん財源として使用するものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 昨年7月議会での決算認定の際に建設改良積立金を加えることが可決、認定されたということです。分かりました。

続いて、2点目ですが、補正予算書3ページ、支出の表の1項目め、営業費用において、他の項目は減少しているのに目1原水及び浄水費だけが増加しているのは、なぜかについて伺います。

○高橋剣二議長 千葉総務課長。

○千葉晋彦総務課長 平瀬議員さんのご質疑にお答えいたします。

原水及び浄水費の増額要因につきましては、人事異動の結果、職員給与費が増加したものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 人事異動の結果、職員給与費が増加したとのことですが。

続いて、3点目です。補正予算書7ページ上段の表に給料及び手当の増減額の明細の区分、手当の備考欄に期末・勤勉手当の年齢加算廃止等との記載があり、計79万3,000円減額されています。その下段には、人事院勧告による減額措置として102万8,000円減額されています。このような給与改定が行われる場合、地方自治体の場合には、まず労働組合への説明と折衝が行われますが、当水道企業団には労働組合が存在するのかをまず伺います。

○高橋剣二議長 千葉総務課長。

○千葉晋彦総務課長 お答えいたします。

当企業団には、職員の過半数で組織する労働組合はございません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 労働組合はないとのことですが、再質疑いたしますが、今回のような給与改定、特に減額のような場合には職員への説明を行い、理解を得ることが必要だと思いますが、そのような対応が行われているのか、伺います。

○高橋剣二議長 千葉総務課長。

○千葉晋彦総務課長 お答えいたします。

当企業団では、労働基準法第36条の規定に基づき職員の過半数を代表する職員代表との間に協定を締結しております。

期末・勤勉手当の年齢加算廃止等に当たりましては、職員代表に内容を説明の上、意見を求める機会を設けさせていただいております。当該措置について理解を得ております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 説明の場と意見を求める機会を設け、理解を得ているとのことですが、その点は非常に安心いたしました。

最後に、4点目ですが、同10ページの最上段の表、(6)、期末手当・勤勉手当で、12月の支給期別支給率が補正前2.250月分から補正後2.200月分へ補正されていますが、これも職員側へ説明を行い、理解を得られたものかについて伺います。

○高橋剣二議長 千葉総務課長。

○千葉晋彦総務課長 お答えいたします。

人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告を受け、職員の期末手当を減額いたしましたが、こちらにつきましても、改正前に職員代表に内容を説明の上、意見を求める機会を設けさせていただいております。当該措置について理解を得ております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第2号 令和2年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第6、議案第3号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを議題といたします。

企業長より提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第3号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

初めに、予算第2条に定める業務の予定量につきましては、給水人口16万9,500人、年間総配水量を1,915万8,967立方メートルといたしました。主な建設事業といたしましては、幹線管路更新事業や老朽管更新・耐震化事業を引き続き取り組むとともに、坂戸浄水場自家発電設備更新等工事を実施しようとするものでございます。

次に、予算第3条に定める収益的収入及び支出につきましては、収入は水道事業収益の総額で34億6,044万5,000円、支出は水道事業費用の総額を32億8,407万7,000円としようとするものでございます。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び支出につきましては、収入は工事負担金等で1億5,573万9,000円、支出は配水本管布設工事など17億7,843万6,000円を計上し、不足する額16億2,269万7,000円につきましては、予算第4条に記載のとおり補てんしようとするものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

1 番、友田雅明議員。

○1 番 友田雅明議員 1 番、友田雅明です。ただいま議題となっております、議案第 3 号 令和 3 年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算について 2 点質疑を行います。

1 点目は、当初予算概要 6 ページ、老朽管更新・耐震化事業についてです。2 点目は、当初予算概要 7 ページ、収益的収入及び支出における主な事業についてです。

最初に 1 点目、老朽管更新・耐震化事業において、埼玉県下では当企業団の耐震化率は何番目なのか、お伺いいたします。

○高橋剣二議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 友田議員さんのご質疑にお答えいたします。

令和元年度末時点の水道事業における耐震化の状況について、令和 3 年 2 月 3 日に厚生労働省から公表され、各事業体の導・送・配水本管の基幹管路における耐震化状況が明らかになったところでございます。

こちらの資料によりますと、坂戸、鶴ヶ島水道企業団の耐震管率は 34.0% で、埼玉県内における大臣認可事業体 38 事業体のうち 17 番目となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1 番、友田雅明議員。

○1 番 友田雅明議員 38 事業体のうち 17 番目となっておりますということですが、それでは当企業団の耐震化事業は何% 終えられているのかをお伺いいたします。

○高橋剣二議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 お答えいたします。

令和 2 年度末において、基幹管路の総延長が約 69.6 キロメートル、そのうち耐震管が約 25.4 キロメートルとなる見込みですので、その結果、基幹管路における耐震管率は約 36.5% となる見込みでございます。

なお、配水支管を含めた管路総延長の耐震管率は約 27.9% となる見込みでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1 番、友田雅明議員。

○1 番 友田雅明議員 質疑 2 項目めに入りますけれども、こちら収益的収入及び支出における主な事業の中で、1 番の不動産鑑定評価業務委託についてなのですけれども、場所について、先日の予算概要説明会で平瀬議員が聞かれましたが、5 か所の具体的な住所についてお聞かせ願いたいと思います。

○高橋剣二議長 前原財務課長。

○前原民子財務課長 お答えいたします。

不動産鑑定業務委託は、遊休地の有効活用方法や処分方法について検討するため、適正な資産価値の把握を目的に行うものです。

不動産鑑定の結果、不動産の活用に当たって、まず考えられるのは、不動産の処分・売却をすることが想定されます。

売却処分する場合には、一般競争入札で実施することが一般的であり、一般競争入札の公平性を確保する観点から、入札の公告前に個別の土地情報をお示しすることは好ましくないと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 入札の公告前に個別の土地情報をお示しすることは好ましくない考えであるということですが、どういう意味なのか。また、好ましくないということであれば、情報公開請求をした場合はどのようなことになるのかということ、お聞かせ願いたいと思います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 それでは、お答えいたします。

入札の公告前に、特定の人に土地の情報を開示するということは、入札の公平性に反することではないかと考えております。また、不動産の場所を明らかにすることで、不動産価格に影響を及ぼす可能性が否定できないこと、さらに入札に当たっては、当企業団といたしましては、できる限り有利な価格で処分したいことなどから、公表前に具体的な場所をお示しすることは差し控えたいと考えております。

なお、情報公開請求がなされた場合につきましては、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 それでは、当企業団では売却できる、普通財産である遊休地は何か所あり、全体で何平方メートルあるのかをお伺いいたします。

○高橋剣二議長 前原財務課長。

○前原民子財務課長 お答えいたします。

当企業団の、現時点での遊休地は、坂戸市地内の5か所、面積は全体で681.53平方メートルでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 ほかにございますか。

3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 3番、平瀬敬久です。ただいま議題となっております、議案第3号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてに対し質疑いたします。

給水人口も年々減少し、1人当たりの有収水量も減少している状況です。その点では、本水道企業団の将来の経営も決して安泰というわけではないと考えます。また、それに対し、単純に水道料金を値上げしていけばいいというわけでもないと考えます。

そういった観点から、予算の使い方に関して8点、市民の安心安全、これは消火栓の問題ですが、そこから1点の計9点質疑いたします。

まず1点目は、令和3年度当初予算概要、この概要書の4ページの款1水道事業費の項1営業費用の目1原水及び浄水費についてです。説明欄最下段の県水の受水量1,624万4,000立方メートルですが、これは概要書1ページ目に記載されている年間配水量1,915万8,967立方メートルの約84.8%に達しています。この配水量のうちの県からの受水量の変化は、ここ数年どうなっているのかについて伺います。

○高橋剣二議長 小林浄水課長。

○小林 栄浄水課長 平瀬議員さんのご質疑にお答えいたします。

県水受水量と配水量に占める割合の過去3年間の実績を申し上げます。平成29年度は県水受水量1,653万2,233立方メートルで配水量に占める割合84.3%、平成30年度は県水受水量1,632万6,691立方メートルで割合83.1%、令和元年度は1,624万2,213立方メートルで割合83.3%となっており、県水受水量は減少傾向となっています。

令和2年度の予算では、県水受水量を1,624万4,000立方メートルとし、割合は84%となっています。令和3年度予算は、県水受水量を前年同量の1,624万4,000立方メートルとしておりますが、年間配水量の見込みが減少していることから、県水受水量の割合は84.8%となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 県水の受水量は年々減ってきているものの、配水量に占める割合は変動しているようです。直近では増加しています。

そこで、再質疑いたしますが、これからは給水人口の減少に伴って配水量も減少していくものと考えます。そこで、今後の県水の受水量及びその割合を本企业団ではどのように考えているのか、伺います。

○高橋剣二議長 小林浄水課長。

○小林 栄浄水課長 お答えいたします。

節水機器の普及や人口の減少に伴い、配水量の減少も予測されております。県水受水量も減少していくものと考えております。令和3年度予算につきましては、配水量に占める県水受水量の割合を84.8%といたしましたが、今後の傾向につきましては、同程度で推移していくものと見込んでおります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 同程度で推移していくと見込んでいるとのことです。

2点目の質疑に移ります。概要書の6ページの上段の(1)、収入の表の款1資本的収入の項1資本剰余金の目2他会計負担金の説明欄、消火栓設置負担金(31基)についてです。この31基という数量で予算案を組んだ根拠について伺います。

○高橋剣二議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 平瀬議員さんのご質疑にお答えいたします。

消火栓設置数につきましては、企業団の事業、両市の区画整理事業を基に設置予定数を決定しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

では、今年度、令和2年度は何基設置したのか、伺います。

○高橋剣二議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 お答えいたします。

現在施工中の現場もまだございますが、28基の設置となる予定でございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 再々質疑いたします。

今年度が28基、来年度が31基の計画とのことです。坂戸市、鶴ヶ島市の消防水利の充足率は、昨年末発行の消防統計によると、12月31日時点で充足率91.2%だそうです。これは近隣自治体と比較しても非常に高い充足率と認識しておりますが、消防では、あくまで100%を目指しており、当然そのほうが市民の安心安全につながります。市民の安心安全のためにも、本水道企業団が消火栓設置に協力していくことが大事だと考えますが、今後の長期の設置計画をどうしていくのか、伺います。

○高橋剣二議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 お答えいたします。

消火栓の設置につきましては、年度ごとに企業団の事業予定、両市の区画整理事業予定を踏まえ、消防組合と協議の上、決定をしております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 消防組合と年度ごとに協議を行って決定しているということで、安心いたしました。

続いて3点目、概要書ではなく、予算書のほうになります。予算書の5ページ、一番下のほうですが、3、財務活動によるキャッシュフローにおいて現金預金の減少額が8億2,040万6,035円となっており、期末残高が25億4,649万5,105円となっています。このペースでは、あと3年ちょっとで残額がゼロになってしまわないのかについて伺います。

○高橋剣二議長 前原財務課長。

○前原民子財務課長 お答えいたします。

予定キャッシュフロー計算書は、経営活動に伴う資金の収支を表したものでございます。令和3年度予算の予定キャッシュフロー計算書では、業務活動によるキャッシュフローで6億5,972万1,550円の現金が残り、投資活動によるキャッシュフローでは14億8,012万7,585円の現金支出となります。財務活動によるキャッシュフローはございませんので、この結果、令和3年度末における現金預金残高は25億4,649万5,105円となる予定でございます。

一方で、各事業の進捗に合わせて、建設改良費における工事等については、入札等により請負差額が発生すると見込まれることから、現金預金残高は予定よりも多くなると想定をしております。

しかしながら、今後水道管をはじめとした水道施設の更新や耐震化事業を推進していく上で多額の費用が必要となることが見込まれ、併せて現金預金は減少していくものと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

そうすると、今後財務体質の改善が必要ではないかと考えます。その点について伺います。

○高橋剣二議長 前原財務課長。

○前原民子財務課長 お答えいたします。

今後も給水人口の減少等と併せ、水道料金収入は厳しいものと想定しております。今後も引き続き適切な事業執行と経費節減及び交付金・補助金等の財源確保に努めてまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 再々質疑いたします。

つまり、財務体質の改善が必要とのことですが、具体的な改善策はどのようなのかについて伺います。

○高橋剣二議長 前原財務課長。

○前原民子財務課長 お答えいたします。

具体的な対策としては、事業の推進に当たっては、補助金の活用と確保を図るとともに、水道施設のダウンサイジングなど維持管理にかかる経費の削減等を考慮した事業運営に取り組む必要があると考えております。

また、将来的な経営基盤の強化を見据えて、企業債や水道料金の見直しについても検討せざるを得ないと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 安易に水道料金の値上げということにはならないよう、それ以外の改善策を進めてほしいと思います。

次に4点目は、予算概要書のほうに戻りまして、12ページの6、広告料（水道啓発事業）についてです。この実施内容である水道施設バス見学会は予算額が20万1,000円となっていますが、下段の（3）、目的等の部分に「埼玉県が推進する上下流交流事業の一環として」との文言があります。そうであれば、県から予算の補助が出てもいいように思いますが、県から補助がつかないのかについて伺います。

○高橋剣二議長 千葉総務課長。

○千葉晋彦総務課長 平瀬議員さんのご質疑にお答えいたします。

水道施設バス見学会は、水の恩恵を受けている下流地域の人々が水源地域を訪れ、水の大切さや水源地域の現状、問題等の理解を深めることを目的として、埼玉県が実施している上下流交流事業の一環として開催しているものでございます。

こちらの上下流交流事業につきましては、補助制度はございませんが、当企業団といたしましても、水道水の水源である河川やダムについて学習し、水に対して理解を深め、水道事業に関心を持っていただくことを目的に実施を予定しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 県が実施している事業ですから、県に補助金を要望してもいいように思います。

続いて5点目です。概要書の15ページ以降の2、幹線管路更新事業、そして21ページ目以降の老朽管更新・耐震化事業（ビニル管耐震化）についてです。これらの更新事業は48年から50年が経過した管です。ですが、本水道企業団が平成30年3月に発行した坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業アセットマネジメント報告書（概要版）によりますと、その5ページ目で表4、企業団で設定した管路の更新基準を定めており、そこでは法定耐用年数である40年を超える60年、70年、100年といった更新基準を設定しています。そうすると、先ほどの管の更新事業は、果たして48年から50年で行う必要があるのかという問題が出てきます。今回48年から50年で更新を行うこととした、その判断基準について伺います。

○高橋剣二議長 山崎施設課長。

○山崎利隆施設課長 平瀬議員さんのご質疑にお答えいたします。

管路更新の判断基準についてでございますが、幹線管路更新事業については、水道事業基本計画において経過年数、地盤条件等を基に管路を点数化し、順位を決定しております。

老朽管更新・耐震化事業（ビニル管耐震化）につきましても、同様に経過年数のみでなく、地盤条件、漏水件数等を考慮し、その上で決定をしております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 経過年数のみでなく、地盤条件や漏水件数も考慮したとのことですが。そうであれば、次回からその説明資料を概要書に記載すべきだというふうに思います。

続いて6点目、概要書の24ページ、4、坂戸浄水場自家発電設備更新等工事について伺います。予算額1億741万5,000円、総事業費4億2,069万5,000円となっておりますが、この工事は対象が3施設、3設備あります。それぞれの内訳が概要書にも予算書にも記載されていません。坂戸浄水場のディーゼル自家発電設備は、以前見学会でも見せていただき、もう50年近く使っているとの説明も受けましたが、この発電設備更新や他の燃料タンク等の工事費の内訳について伺います。

○高橋剣二議長 小林浄水課長。

○小林 栄浄水課長 平瀬議員さんのご質疑にお答えいたします。

令和3年度予算額1億741万5,000円の内訳につきましては、坂戸浄水場燃料貯蔵地下タンク製作費、鶴ヶ島浄水場燃料貯蔵地下タンク設置工事費、多和目配水場燃料タンク設置工事費を計上しております。

なお、本事業につきましては、一般競争入札を予定しており、当該入札の公平性を確保する観点から、入札の公告前に個別の事業費をお示しすることは好ましくないと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

入札前なので示せないとのことですが、概要書には「電源喪失時に水道水を3日間程度継続供給できるよう、燃料タンク容量を増量するもの」との記載があります。これについては答弁いただきたいと思っておりますけれども、どのくらい容量を増やすのかについて伺います。

○高橋剣二議長 小林浄水課長。

○小林 栄浄水課長 お答えします。

当企業団では、坂戸浄水場、鶴ヶ島浄水場、多和目配水場に自家発電設備を設置しております。

本工事の整備内容につきましては、坂戸浄水場自家発電設備は製造から49年経過し、交換部品の調達などが難しいため、更新を行うものであります。現行の設備は、容量350KVAディーゼルエンジン式発電設備であり、これを容量500KVAに更新を行い、燃料貯蔵量は、災害時には3日間程度運転が可能となるよう1,370リットルから3,000リットルに増量します。

鶴ヶ島浄水場には、発電設備2台を保有しておりますが、今回はガスタービンエンジン式発電設備の燃料を5,720リットルから2万リットルに増量し、3日間程度運転が可能となる燃料貯蔵量とします。

多和目配水場には、1台のディーゼルエンジン式発電設備を保有しており、こちらも3日間程度運転が可能となるよう、燃料貯蔵量を280リットルから490リットルに増量します。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 これは災害発生時など、市民の安心安全につながることで、

大事なことだと思います。

次に、7点目です。平成30年3月発行の中期経営計画（概要版）によりますと、令和3年度には「多和目配水場発電設備更新」が記載されています。ですが、今回の令和3年度の予算書には、これが記載されていません。これは実施しないことになったのか、もしそうなら実施しない理由も含めて伺います。

○高橋剣二議長 小林浄水課長。

○小林 栄浄水課長 お答えします。

中期経営計画並びに基本計画におきまして、令和3年度に多和目配水場自家発電設備更新を予定しておりました。事業内容としましては、発電機のオーバーホールを予定しておりましたが、毎年行っている点検整備において異常は見受けられず、部品供給も可能なことから、今回は更新を見送ることといたしました。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

今回異常もないことから、更新を見送るとのことですが、そうすると、いつ頃更新を行う考えか、伺います。

○高橋剣二議長 小林浄水課長。

○小林 栄浄水課長 お答えいたします。

はっきりした時期は決まっておりませんが、毎年行っています点検整備の結果を見て、更新時期を検討してまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 部品供給の問題もないとのことですので、了解しました。

続いて8点目です。概要書の25ページ、鶴ヶ島市大字高倉地内の配水本管移設替工事について伺います。この予算額が1億679万9,000円となっており、そのうち埼玉県からの移設負担金は3,395万2,000円です。これだと県の負担割合は約31.8%ということになります。この31.8%の根拠について伺います。

○高橋剣二議長 高橋施設課主席主幹。

○高橋俊行施設課主席主幹 お答えいたします。

埼玉県依頼の移設工事の負担金については、埼玉県の公共事業の施行に伴う公共補償基準があり、その基準に基づき金額を算出しています。公共補償基準では、埼玉県の工事により支障となる既存施設の代わりとなる施設を新たに建設する費用から既存施設の

財産価値の減耗分を差し引いた額を補償するものとなっております。水道については、管種により耐用年数が決まっており、移設工事費と既存管の管種及び経過年数により負担金額が算出されます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 再質疑いたします。

概要書25ページのウ、目的等を読むと、この国道407号鶴ヶ島日高バイパス整備は埼玉県が施行するものです。そうすると、もっと県の負担割合が高くていいかと考えますが、この負担割合でいいのか、本水道企業団の見解を伺います。

○高橋剣二議長 高橋施設課主席主幹。

○高橋俊行施設課主席主幹 お答えいたします。

国道407号鶴ヶ島日高バイパス整備に伴う移設替工事につきましては、圏央鶴ヶ島インターへ向かう鶴ヶ島市道23号線について、道路位置の変更と道路幅員が4車線に広がるため、南側の歩道に口径200ミリメートルの管351メートルの移設工事、こちらが負担金対象部分となりますが、それと北側の歩道に口径150ミリメートルの管75メートルと口径100ミリメートルの管180メートルを新設する工事、こちらは負担金の対象外となっております。

負担金対象の移設工事と負担金対象外の新設工事が混在しているため、負担割合が比較的低い値となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 道路の南側が移設工事分で、北側が新設工事分であり、新設工事分は県の負担の対象外とのことですが。

続いて、最後になりますが、9点目、概要書26ページ、坂戸市大字塚越地内（一本橋）の配水本管移設工事についてです。予算額が2,081万2,000円となっておりますが、これもウ、目的等を読むと、埼玉県が施行する一般県道上伊草坂戸線（一本橋）整備に伴うものです。この移設工事は県の補助（負担金）は出ないのか。もし出ないのであれば、その理由も含めて伺います。

○高橋剣二議長 高橋施設課主席主幹。

○高橋俊行施設課主席主幹 お答えいたします。

一般県道上伊草坂戸線（一本橋）整備は、埼玉県の依頼に基づき配水管を移設するものですが、県が県道の整備に合わせ、谷治川の河川管理者である坂戸市から河川改修工

事を受託して一括施行するものでございます。

配水本管移設替工事に対する負担金については、現在埼玉県、坂戸市と協議を重ねており、負担金の支出を求めているところでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第6、議案第3号 令和3年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○高橋剣二議長 日程第7、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

企業長より提案理由の説明を求めます。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長 ただいま議題となっております議案第4号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

現下の厳しい社会経済情勢等諸般の事情を勘案し、職員の給与改定に準じ、議会議員、企業長及び副企業長の期末手当の額を改定するため、緊急に坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定によ

り、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を令和2年11月27日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、その承認をお願いするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○高橋剣二議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○高橋剣二議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

日程第7、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○高橋剣二議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



### ◎一般質問

○高橋剣二議長 日程第8、一般質問を行います。

通告者は2名であります。なお、質問時間については、執行部の答弁を含め60分以内となっておりますので、ご注意願います。

順次発言を許可します。

1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 1番、友田雅明です。ただいまより通告に従い、一般質問を行います。

質問項目は、1項目。水質検査の外部委託と経営状態についてです。1項目めの水質検査の外部委託と経営状態についてですが、坂戸、鶴ヶ島水道企業団は現在給水人口約17万人に水道事業を行っているとお聞きしております。当企業団は平成24年度に水質検

査の信頼性を保証する水道水質検査優良試験所規範、いわゆる水道GLPの認定を受けられており、一般細菌等の水質基準51項目全てについて自己検査を実施しているほか、水質基準を補完する水質管理目標設定項目である27項目のうちアンチモン及びその化合物など24項目と放射線物質3項目、指標菌検査2項目についても自己検査を実施しており、高い水準の水質検査をされていることは認識しているところでございます。

また、日高市・越生町・毛呂山町及び鳩山町の1市3町とともに、共同水質検査体制における連携に関する協定を平成25年2月に締結し、業務委託方式による共同水質検査体制を構築し、運営していることも承知しております。

その水質検査にかかる経費は、水質検査計器・薬品費及び人件費といった、過去3年の平均で約7,900万円となっております。

なお、近隣市町との共同水質検査体制における、日高市ほか3町からの水質検査手数料が毎年2,000万円程度受託収入となっていることから、実質的な経費はおおむね5,900万円となっております。

その上で水質検査を委託した場合の経費については、埼玉県内における当企業団と同規模に分類されている7事業体の委託料の単純平均は約900万円で、最も多い事業体で1,500万円ということでした。

当企業団の実質的な経費は、おおむね5,900万円ということで、人件費等を考慮しましても、外部委託による削減効果は3,000万円から4,000万円程度になると考えられております。

当企業団の財源は、市民の使う水道の料金収入により経営を成り立たせており、その割合は約85%となっております。今後人口減少や節水の浸透、あるいは多様な水の調達網が発達し、料金収入の確保が厳しくなると考えられ、当企業団の経営が懸念されます。

さらには、令和2年12月30日に新聞にも掲載されましたとおり、総務省は来年度市町村による上下水道や公共施設の運営を支援するため、公認会計士や経営コンサルタントら経営のプロを500市町村に派遣する取組を始めるとの記事が掲載されました。これは施設の老朽化や人口減少に伴う収益減に直面する公共インフラの経営を後押しするものであります。

まさに当企業団においても、この収益減のことを踏まえた経営改善に取り組まなければならない状況にあると考えます。それゆえ経費の削減は、今後市民に対しても安全で安心でおいしいと思っていただける水を提供していくためにも水質検査の外部委託については早急なる対応が求められると考えます。

そこで、以下2点についてお伺いいたします。

1点目は、水質検査の外部委託の検討進捗状況について。

2点目は、当企業団の経営状態について。

以上で私の質問とさせていただきます。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 友田議員の質問事項、水質検査の外部委託と経営状態についての(1)についてお答えいたします。

水質検査につきましては、令和2年第2回定例会における友田議員の一般質問を受け、検討に着手いたしました。検討内容につきましては、水質検査を委託している他事業体の状況調査と当企業団における水質検査の経費削減についてでございます。

まず、他事業体における水質検査の状況につきましては、県内5つの事業体を訪問し、状況を伺ってまいりました。他事業体における民間検査機関の検査費用は、当企業団の費用と比較すると安価であること、また平時における検査において、特に問題は生じていないとのことでした。

一方、課題については、職員の水質に関する知識や検査結果を読み解く能力の維持がでございます。また、当企業団では、水質異常やお客さまからの相談・苦情など、緊急時においては、早急に検査を実施し、結果を報告しているところですが、検査を委託している事業体においては、検査結果の判明に時間がかかり、迅速な対応ができないことがあるとのことでした。

なお、一部の事業体から、緊急の際には当企業団に水質検査を依頼することは可能かとのご相談もいただきました。

次に、水質検査の経費削減について検討を行いました。水質検査機器については、平成30年度から平成44年度までを計画期間とする基本計画に基づいて更新する予定でしたが、交換部品の有無や修理の可否など機器の状態を個別に判断し、延命可能な機器については更新を先送りすることにより、検査コストの削減を図ることといたしました。

また、令和3年度の水質検査計画における検査頻度についても安全性を十分に考慮した上で見直しを行い、検査に使用する薬品や消耗品を削減するとともに、作業時間の短縮を図れるよう計画いたしました。

引き続き検討を進め、来年度を目途に、今後の方向性をお示しできるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 続きまして、(2)についてお答えいたします。

当企業団の経営状況ですが、ここ数年の純利益はおよそ3億円から4億円となっており、令和元年度決算では約3億9,000万円でした。

一方で水道料金収入である給水収益は、平成28年度をピークに減少しており、令和元年度決算では前年度比マイナス0.55%、額にして約1,500万円減の26億9,319万425円となっております。

給水収益は減少傾向にあるものの、現時点での企業団における事業経営は、企業債の借入れもなく、経常収支比率及び料金回収率などから健全な状態であると認識しております。

しかしながら、人口減少と併せ、節水機器の普及など、今後も使用水量の減少が見込まれることから、給水収益並びに純利益は、引き続き減少していくものと考えております。

また、水道管路をはじめとした水道施設の更新や耐震化事業を推進していく上で、多額の費用が必要となります。こうした状況から、今後策定する中期経営計画において、さらなる支出の削減と収入の確保についても検討してまいりたいと考えております。

なお、総務省から発出されました、地方公共団体の「経営・財務マネジメント強化事業」の創設については、公営企業の経営戦略の策定・経営支援や公営企業会計の適用など4つのテーマについて、未策定、もしくは未適用の事業体を対象にアドバイザーを派遣し、それぞれの課題解決を支援するものと承知しております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 一通りご答弁いただきましたので、以降、一問一答方式でお伺いいたします。

まず、水質検査で一番重要と思われる水質検査機器についてです。当企業団の水質検査機器は、現在何台あるのかについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

水質検査機器といたしまして、大小合わせますと、分析装置は23台、前処理装置等分析に必要な装置は37台あり、合計で60台となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 水質検査機器の台数は、大小合わせて分析装置は23台、前処理装

置等分析に必要な装置は37台の合計で60台、水質検査機器について交換部品の有無や修理の可否など機器の状態を個別に判断し、延命可能な機器については更新を先送りすることにより、検査コストの削減を図るといっていますが、水質検査機器の耐用年数はどれぐらいなのかについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

地方公営企業法施行規則で定められた試験機器及び測定機器の耐用年数は5年となっております。しかしながら、当企業団におきましては、原則10年以上は使用できるものを選定しており、直近3か年における更新は12年から23年経過した機器となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 当企業団では、原則10年以上は使用できるものを選定しており、直近3か年は12年から23年経過してから更新していることで、耐用年数を大幅に超えているように見えますが、そこで安心して安全な水質検査ができているのかについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

水質検査は、お客さまへの安心・安全の裏づけとして非常に重要な役割を担っており、正確な水質検査結果が必要となります。そのため、水質検査機器が安定して稼働するように定期的に点検及び保守を実施しております。

また、当企業団の水質検査の信頼性を高めることを目的に、厚生労働省及び埼玉県が実施する外部精度管理に参加し、良好な成績を収めております。

機器点検の結果、交換部品の製造が終了している場合など、修繕が困難となり、正確な検査結果を得ることができなくなる際は機器の更新を実施してまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 水質検査機器が安定して稼働するよう、定期的に点検及び保守を実施され、また機器点検の結果、交換部品の製品が終了している場合など修繕が困難となり、正確な検査結果を得ることができなくなる際は機器の更新を実施しているとのことですが、それでは水質検査機器は1台当たり幾らなのか、お伺いいたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

水質検査機器によって額に大きく差がありますが、安価な機器は約9万円、一番高価な機器になりますと、約1,870万円となっております。

なお、先ほどお答えいたしました60台の機器につきましては、100万円未満が36台、100万円以上500万円未満が13台、500万円以上1,000万円未満が6台、1,000万円以上が5台となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 1台当たりの価格は、水質検査機器によって額が大きく異なるのですが、直近で買い換えなければならない水質検査機器は何台あるのかについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

基本計画では、誘導結合プラズマ質量分析計など2台を更新する予定でしたが、引き続き使用が可能なことから2台とも更新を先送りいたしました。また、令和4年度及び令和5年度は、それぞれ7台、計14台の更新を計画しておりましたが、これにつきましても機器の状態を個別に判断し、できる限り延命して使用する予定でございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 県内5つの事業体を訪問され、他事業体における民間検査機関の検査費用は、当企業団の費用と比較すると安価であること、また平時における検査において、特に問題は生じないとのことですが、外部委託する場合、その業者は何社ぐらいあるのか。また、それぞれの外部業者には相見積りを取っているのかについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

水道法第20条第3項により厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関で、水質検査を行う区域に埼玉県が含まれる水質検査機関は53社、そのうち埼玉県内にある検査機関は8社となっております。

また、当企業団が行っている水質検査を外部委託で実施した場合の経費について、3社から参考見積りを徴取したところ、年額では消費税を含んで約1,300万円から約2,100万円でございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 水質検査を行う区域に埼玉県が含まれる水質検査機関は53社、そのうち埼玉県内にある検査機関は8社とのことですが、外部業者に委託した場合は日高市ほか3町の水質検査はどうなるのかについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

各事業体の判断になると思いますが、大きく分けて当企業団が取りまとめて外部委託する方法と各事業体それぞれが外部委託する方法があると想定されます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 当企業団では、水質異常やお客さまからの相談、苦情など、緊急時においては早急に検査を実施し、結果を報告している一方、検査を委託している事業体においては、検査結果の判明に時間がかかり、迅速な対応ができないということですが、外部業者に委託した場合の水質異常やお客さまからの相談、苦情など、緊急時において、その対応は当企業団で可能なのかについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

残留塩素の測定など軽微な内容のものであれば対応可能であります。緊急時の対応は難しくなると思われま。

浄水全項目の水質検査を実施する場合において、自己検査では最短で2日程度でございますが、外部委託した場合は5日程度かかると伺っております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 一部の事業体から緊急の際に当企業団に水質検査を依頼することは可能かと相談を受けたとのことですが、当企業団では、その対応は可能なのかについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 薄井事務局次長。

○薄井貴行事務局次長 お答えいたします。

緊急時の対応といたしまして、まず当企業団及び共同水質検査体制における連携に関する協定を構築している事業体の水質検査が最優先されます。

また、埼玉県企業局と水質事故等の発生時における水質検査の連携に関する協定を締

結しておりますので、こちらの水質検査を優先することとなります。

基本的には難しいところがありますが、緊急時には同じ水道事業体として協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 当企業団の実質的な経費は、人件費等を含め、おおむね5,900万円、外部委託する場合の3社から参考見積りは約1,300万円から約2,100万円とのことでした。今後人口の減少や節水の浸透、あるいは多様な水の調達網が発達し、料金収入の確保が難しくなる中、外部委託の採用により、大幅な経費削減を実現できると考えます。もし今後外部委託をしないのであれば、料金収入を確保するための施策はどう考えているのかについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

給水人口が減少傾向にある中で、生活様式の変化や節水機器の普及などにより、今後水道料金収入の増加は難しいものと考えております。

こうした中で、水道施設の更新等を進めていくには多額の費用が必要となります。事業の推進に当たっては、補助金の活用と確保を図るとともに、使用水量の減少を見据え、水道施設のダウンサイジングなど効率的な事業運営に取り組む必要があります。

また、平成30年3月に策定した、さかつる水道事業ビジョンや水道事業アセットマネジメント報告書にも記載してありますが、料金体系や水道利用加入金、各種手数料についても定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る必要があるものと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 私が冒頭に申し上げましたとおり、令和2年12月30日に新聞にも掲載されました、総務省は来年度、市町村による上下水道や公共施設の運営を支援するため、公認会計士や経営コンサルタントら経営のプロを500市町村に派遣する取組を始めるとのことですが、総務省からの経営のプロの派遣について、当企業団は派遣を採用する考えはあるのか。採用する場合は、その理由、採用しない場合は、その理由についてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

総務省が実施する、経営・財務マネジメント強化事業につきましては、公営企業の経

営戦略の策定・経営支援などに係る課題解決を支援するものです。

ご案内のとおり当企業団では、平成30年3月にさかつる水道事業ビジョン及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業基本計画と併せて坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業経営戦略を策定し、各事業に取り組んでいるところです。

また、公営企業会計による財務会計を行っており、当該マネジメント強化事業で示された支援事業を実施、もしくは既に取組を進めていることから、派遣の対象にはならないものと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 今まで水質検査にかかる費用についてお伺いしてまいりましたが、水質検査の経費だけでなく、今後見直さなければならない、ほかの経費はどんなものがあるのかについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

今後水道料金収入の減少が見込まれる中、これまでと同様の事業運営を進めていくことは大変厳しいものと考えております。

当企業団では、事務事業の実施に当たって適宜事務改善に取り組んでいるところです。今後も建設工事の手法、施設の維持管理、人件費など、全ての事務事業について精査し、より効率的な財政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 今後建設工事の手法、施設の維持管理、人件費など、全ての事務事業について精査し、より効率的な財政運営に努めるとのことですが、その具体的な改善策についてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

建設工事につきましては、少ない職員数で多くの事業を実施するため、設計及び施工の両方を単一業者に一括して発注する、デザインビルド方式の導入について検討しております。

また、施設の更新に当たっては、ダウンサイジングや施設の統合など、更新経費や維持管理経費の削減に努めていきたいと考えております。令和3年度については、遊休地の有効的な活用を図ることも実施したいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 1番、友田雅明議員。

○1番 友田雅明議員 経費の削減については、今後将来に向けて、かなりの改善策がなされることが分かりました。今後人口減少とともに収益減が懸念されるほか、当企業団の安定、かつ安全な経営のためにも外部委託をしていただきたいと思います。

そこで、最後の質問にさせていただきますが、外部委託を検討するのか、もし外部委託をするならば、いつ頃を目途に実行されるのかについてお伺いいたします。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

1回目の回答で、水質検査の在り方につきましては、外部委託を含め検査経費の見直しなど、引き続き検討を進め、来年度を目途に今後の方向性をお示しできるよう取り組んでまいりますとお答えしたところです。

現時点で外部委託を決定しているわけではございませんので、いつ頃ということに具体的に回答することは困難でございますが、来年度中には方向性をお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 よろしいですか。

○1番 友田雅明議員 了解です。

○高橋剣二議長 以上で1番、友田雅明議員の質問は終わります。

次に、3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 3番、平瀬敬久です。通告に従い、一般質問を行います。

贈収賄事件の総括とその後の対策についてです。本水道企業団では2016年11月に贈収賄事件が発生し、全国版のニュース等でも報道されました。その後、本件は裁判に及びましたが、既にその判決も出ています。

本事件を踏まえ、本企業団ではどのように総括を行い、その後どのように対策を行っているのか、確認したく、以下3点質問いたします。

1つ目、本贈収賄事件の経緯と最終結論について。

2つ目、本事件への水道企業団としての総括について。

3つ目、事件後の再発防止対策について。

以上3点です。

1点補足しますが、この贈収賄事件に対しては、事件直後の2017年2月議会で、当時の水道企業団議会議員である武井誠議員が一般質問を行っています。そこで対策も答弁

されていますが、ですが、そこから丸4年がたち、裁判の判決も出ています。また、対策も進んでいるかと思いますので、今回質問させていただくものです。

以上、1回目の質問といたします。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 それでは、質問事項の贈収賄事件の総括とその後の対策についての(1)につきまして、お答えいたします。

当該事件は、鶴ヶ島浄水場の点検整備工事に係る指名競争入札において、元職員が贈賄側となる元社長に便宜を図り、その見返りに現金を受け取り、平成28年11月に逮捕・起訴されたものでございます。

また、そのほかにも機械・電気計装設備改修工事など2件について、有利かつ便宜を図り、その見返りに現金や飲食等の提供を受け、再逮捕・追起訴されたものでございます。

なお、元職員につきましては、起訴されたことを受け、懲戒免職処分といたしました。

その後、東京地方裁判所にて裁判が行われ、その判決の内容につきましては、収賄罪に問われた元職員に対しましては、懲役1年6か月、執行猶予3年、追徴金約94万円の判決が言い渡されております。

また、贈賄側に問われた元社長につきましては、懲役10か月、執行猶予3年の判決となっております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局次長 続きまして、(2)と(3)について順次お答えいたします。

(2)についてお答えいたします。当企業団では、事件発覚後、直ちに当該事件の発生原因や背景を検証するとともに、事件に関わった職員の処分及び再発防止を図るため、坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員収賄事件に関する調査・検討委員会を設置いたしました。

調査・検討委員会では、全職員の聞き取り調査を実施するとともに、顧問弁護士の意見を伺いながら、事件に関わった職員の処分と今後の対応策について協議を行いました。

当企業団では、調査・検討委員会からの報告を受け、起訴された元職員を懲戒免職処分とし、管理監督責任等の事由により職員8名を懲戒処分としました。また、企業長及び副企業長につきましても、管理監督責任を明らかにするため、報酬の減額を行いました。

なお、贈賄側に当たる業者につきましては、12か月間の指名停止処分を行いました。

当企業団では、当該事件の原因が一義的には公務員として倫理、法令遵守意識の欠如

から起きた事件であるとともに、そういう職員を生み出した企業団の組織的な問題、背景があったと結論づけ、対応策を策定し、実施するとともに、全職員に周知徹底を図りました。

(3) についてお答えいたします。坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員収賄事件に関する調査・検討委員会から9つの再発防止対策が提言されました。当企業団では、この提言をもとに再発防止対策の取組を進めております。

再発防止対策の具体的な内容につきましては、職員倫理規程の制定、懲戒処分基準の策定、職員の意識改革と法令遵守の徹底、定期的な人事異動、構成市との人事交流の拡大、汚職等非行防止の注意喚起、業者との折衝の見直し、業務・事務の見直し、組織内部における情報の共有となっております。

職員倫理規程及び懲戒処分基準の制定等については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員倫理規程及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の懲戒処分に関する指針を平成29年5月に制定し、全職員に周知いたしました。処分の明確化により、職員の汚職等非行行為の抑制を図るとともに、処分の公正性及び透明性を確保しております。

未然に汚職等の非行防止を図る対策としては、上司による定期的、かつ時機を見て実施している職員との面談により、個々の職員の置かれている状況等の把握に努めております。また、職員の倫理・サービスに関する意識向上や保持を目的として、公務員倫理に関する研修を毎年実施しているところです。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 一通りご答弁いただきましたので、以降、一問一答方式で、ただいま答弁いただきました内容について掘り下げていきたいと思っております。

2017年2月の、当時の武井議員の一般質問では、どちらかという事業者側、つまり元社長側からの働きかけであるような答弁に受け取れます。一方で、当時の新聞報道を読みますと、元職員側の働きかけのように受け取れます。どちら側が主体だったのか。つまり、どちら側からの働きかけだったのかについて伺いたいと思っております。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 それでは、お答えいたします。

当該事件につきましては、元職員が贈賄側となる元社長に対しまして、入札において有利となるよう便宜を図った見返りとして、現金や飲食等の提供を受けたものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 元職員側からの働きかけと理解します。

次、指名競争入札や改修工事の決裁は、誰が行っているのかについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

指名競争入札につきましては、指名業者選定委員会で審査をし、その選定結果を企業長に報告した上で企業長決裁を受けて実施しております。

また、工事の執行伺いにつきましては、基本的には企業長決裁となりますが、坂戸、鶴ヶ島水道企業団事務専決規程に基づきまして、金額に応じて事務局長以下の専決となります。

なお、当該改修工事につきましては、企業長決裁でございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 では、まず指名業者選定委員会のメンバー構成はどうなっているのかについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

指名業者選定委員会につきましては、坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程第38条第2項におきまして、「委員会は、事務局長、事務局次長、課長、主幹及び主査のうちから、企業長が指定した者をもって組織する」と規定されております。当該規定に基づきまして、現在は課長級以上の者を任命してございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 次に、決裁者の責任はどうであったのか、伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

決裁における手続上の問題はございませんでしたが、元職員に対する厳正な服務規律の確保と公務員倫理の確立が徹底されておらず、管理監督者としての指揮監督が不十分であったとして、企業長及び副企業長につきましては報酬の減額を、また元職員の上司につきましては減給等の懲戒処分を行ったものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 では、点検業者は、それ以前、この事件以前は、本水道企業団との取引があったのかについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

取引の実績といたしましては、平成26年度から平成28年度までの3年間で5件の工事受注実績がありました。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 この贈収賄事件が見つかった経緯はどういったものであったのか、警察の捜査から見つかったものかについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

当企業団で把握しております経緯となりますが、平成28年9月下旬に坂戸市及び鶴ヶ島市の議会議員から、報道機関が当企業団について調べているとの情報が入りました。10月中旬には元職員の名前が出てきているとの情報が入りましたので、元職員に対して事情聴取を実施いたしました。元職員は、平成28年6月頃から警視庁から取り調べを受けているとのことでした。その後、11月9日に元職員が逮捕されたものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 ただいまご答弁の坂戸市及び鶴ヶ島市の議会議員とは、本水道企業団議会議員のことなのか、伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

当企業団議会議員と元当企業団の議会議員でございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 ここまでの説明ですと、マスコミの情報、それから警察の気づきで、初めて気づいたように受け取れます。この贈収賄を当水道企業団で全く気づいていなかったのかについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

坂戸市及び鶴ヶ島市の議会議員から、報道機関が当企業団について調べているとの情

報が入ったのが、事件発見の端緒となります。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 当時の新聞記事などを読みますと、こういった贈収賄のやり取りは、足かけ3年ぐらい行われていたように読み取れますけれども、全く気づいていないというのは非常に問題ではなかったかというふうに思います。当該事件の発生原因や背景の検証結果はどうであったのかについて、次に伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

当企業団では、事件の原因が一義的には公務員としての倫理、法令遵守の意識の欠如から起きた事件であったと考えております。しかしながら、元職員を一つの部署に長く勤務させたことや、元職員が金銭的に困っていたことなどに上司が気づかなかったことなど、企業団の組織的な問題、背景があったと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 最初の1回目の答弁の中で、顧問弁護士の意見を伺いながらという答弁がありました。本事件後に顧問弁護士を設置したのか、もともとこの顧問弁護士と契約していたのかについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

当企業団では、平成28年4月1日より顧問弁護業務委託を開始しており、事件発覚後に契約したものではありません。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 顧問弁護士に業務委託を開始したのが平成28年4月、そしてこの事件の発覚は、その年の11月、非常に絶妙のタイミングと言ったら失礼かもしれませんが、非常にタイミングがいいような気がしますけれども、なぜ平成28年4月1日のタイミングで顧問弁護士と業務委託を開始したのか、伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

当企業団では、業務の遂行に当たりまして、法的な問題が生じた場合、当該業務委託前では、日本水道協会で行っております、法律の無料相談を利用してございました。し

かしながら、相談時間にやはり制限があること、また対面で相談を行うには不便であったことなどから、坂戸、鶴ヶ島管内の一部事務組合におきましても、例えば坂戸、鶴ヶ島下水道組合においては平成23年度から、坂戸・鶴ヶ島消防組合におきましては平成26年度から委託を開始しておりましたことから、当企業団におきましても常時相談できる顧問弁護士を確保する目的で平成28年度から顧問弁護業務委託を開始したものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 次に、処分の判断基準についてに移っていきたいと思います。

「管理監督責任等の事由により職員8名を懲戒処分としました」との答弁がありました、先ほど。この処分基準の根拠はどういうものだったか、伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

処分基準の根拠でございますが、地方公務員法第29条第1項第1号から第3号並びに坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条の規定を根拠として懲戒処分といたしました。

なお、懲戒処分の基準につきましては、当企業団にはございませんでしたので、坂戸市及び鶴ヶ島市の指針を参考に処分を決定いたしました。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 続いて、企業長及び副企業長の減額についてです。企業長及び副企業長につきましても、管理監督責任を明らかにするため報酬の減額との答弁が先ほどありました。この報酬減額や減額した額、この根拠について伺いたいと思います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

企業長及び副企業長の報酬の減額につきましては、近隣事業体の対応事例を参考に、顧問弁護士にもご相談しまして、企業長及び副企業長の管理監督責任として、それぞれの報酬を減額したものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 ただいまのご答弁で、近隣事業体の対応事例を参考にしたということでした。この近隣事業体というのは水道企業団のことであるのか。また、この対応

事例というのは同様の贈収賄事件があって、それを参考にしたということかについても併せて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

近隣事業体につきましては、近隣の市町村及び一部事務組合となります。こうした近隣事業体の刑事事件等を参考といたしました。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 分かりました。

次、1回目の答弁で、そういう職員を生み出した企業団の組織的な問題、背景があったと結論づけたとの答弁がありました。この組織的な問題、背景と位置づけた根拠についても伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

当該事件の原因が企業団の組織的な問題、背景にあったと結論づけた根拠でございますが、4点ございます。

1点目は、当企業団におきまして、綱紀粛正や服務規律、職員倫理の遵守に重点を置いた研修を行ってこなかったことから、危機管理やコンプライアンス意識等が欠如している職員を生み出してしまったこと。

2点目は、専門部署への長期在職となっていたことが、業者との関係性を深める機会となったこと。

3点目は、公私におきまして、元職員が置かれている状況を組織として把握できていなかったこと。

4点目は、職員が単独で業者と接触する機会が増えていたことで癒着の危険性を高めてしまったことでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 今のご答弁ですと、確かに組織的な問題があったと思いますけれども、次に坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員収賄事件に関する調査・検討委員会での調査結果や報告書が公開されないのかについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員収賄事件に関する調査・検討委員会での調査結果につきましては、職員収賄事件に関する報告書という形で事件の概要や経過のほか、職員等の処分、再発防止対策等について報告しておりまして、平成29年2月から約1年間、当企業団のホームページにて公表しておりました。

また、議会に対しましても、平成29年第1回定例会開会前に開催いたしました議員全員協議会におきまして、当該報告書を配付するとともに、ご説明のほうをさせていただきました。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 平成29年2月から約1年間、ホームページに公表とのことですが、その後も見られる状態にしておくべきだと考えますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

当該報告書につきましては、当企業団のホームページのトップページにおきまして、市民に対し周知を行ったものでございます。また、併せて当企業団の広報紙であります「さかつる水だより」に、この当該事件の謝罪文を掲載しております。これらのことによって一定程度周知が図れたものと考え、掲載を終了したものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 では続いて、1回目の答弁の中で再発防止策9点の進捗を把握するための指標、この指標というのはどういったものであるのか、9点それぞれについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

職員倫理規程の制定につきましては、平成29年5月に坂戸、鶴ヶ島水道企業団職員倫理規程を制定いたしました。懲戒処分基準の策定につきましても、平成29年5月に坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業職員の懲戒処分に関する指針を制定いたしました。

職員の意識改革と法令遵守の徹底につきましては、各職務段階において、地方公務員法や地方自治法等の法令研修に参加させるとともに、全職員を対象とした公務員倫理に関する研修を毎年実施してございます。

定期的な人事異動につきましては、長期在職者が発生しないよう、各職員の在職期間

を考慮した人事異動を行っております、平均在職年数を一つの指標といたしております。

人事交流の拡大につきましては、当企業団及び派遣元である鶴ヶ島市双方の状況を考慮しながら人事交流を継続しております。

業者との折衝の見直しにつきましては、業者と折衝する際は、可能な限り複数の職員で対応するものとし、特に業者の事務所には必要以上滞在しないように徹底しております。また、不正防止、情報管理徹底の観点からも、許可のない者の無断での執務室内への立入りを禁止しております。

業務・事務の見直しにつきましては、工場検査を原則禁止するとともに、業者が主催する研修や会議等への出張の際には、復命書に飲食等の提供の有無を記載し、上司に報告するものとしております。

組織内部における情報の共有につきましては、事件、事故等が起きた場合に限らず、日常的に職員全員に正確な情報が伝わるよう、現在はグループウェアを活用して情報共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 ただいまのご答弁の最後の9点目、組織内部における情報の共有で、グループウェアを活用との説明がありました。このグループウェアとは何なのか、伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

グループウェアとは、企業団内部に構築しましたコンピューターネットワークを利用して、迅速な情報共有やコミュニケーションを行うことで、仕事の効率化を図るシステムソフトウェアでございます。当企業団では、令和元年度から本格的に導入をしております。具体的には、掲示板や個人及びグループのスケジュール管理等がございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 また、一番最初の答弁のところに戻りますけれども、「未然に汚職等の非行防止を図る対策としては、上司による定期的、かつ時機を見て実施している職員との面談により、個々の職員の置かれている状況等の把握に努めております」との答弁がありましたけれども、この場合、上司の汚職防止対策はどうするのかについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

先ほどの答弁における「上司」という言葉でございますが、課長職以上の管理職が該当します。課長職以上の管理職につきましては、課長については事務局次長が、事務局次長につきましては事務局長が、事務局長につきましては企業長が定期的に面談を実施しております。また、日頃から職員の発言や体調などに気を配り、声がけをして、相談に応じるなど積極的なコミュニケーションに努めております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 面談で対策になるのかという点について、また企業長は、この企業団のトップですので、この企業長とは誰が面談するのかについても、併せて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

定期的に面談を実施するとともに、勤務の状況や体調の変化など積極的なコミュニケーションに努め、個々の職員の状態を把握することによりまして、未然に汚職等の非行防止を図るものでございます。

なお、事務局長の面接を企業長が行うものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 私の質問は、事務局長の面談を誰が行うかではなくて、企業長の面談を誰が行うかという質問でした。実際問題として、企業長は本企業団のトップでありますから、面接は現実的にはできないと思います。ですから、こういった問題については、外部講師を招いてレクチャーを受けるとか、そういったことが現実的ではないかと思うのですけれども、一番最初の答弁の中で、公務員倫理に関する研修というのがありました。この内容や、この場合の講師はどうか、伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

当企業団では、事件を教訓に、平成29年度より毎年民間の外部講師を招きまして、公務員倫理やコンプライアンス等を内容とする研修を実施しております。

なお、本年度につきましては、ハラスメント防止研修として管理職と一般職を分けて、外部講師を招いて研修を実施したところでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 ただいまのご答弁で、管理職と一般職を分けるという説明がありました。私、分ける必要はないと思うのですけれども、なぜ管理職と一般職を分けるのかについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

本年度につきましては、ハラスメント防止対策としてパワーハラスメントに主眼を置いて実施いたしました。パワーハラスメントに該当する行為につきましては、組織上の立場によって異なることから、管理職と一般職を分けて実施したものでございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 おっしゃるとおりだと思います。理解しました。

当事件が発生した直後の議会で、当時の藤縄企業長が、在職期間が長い職員の異動、人事交流といった対策も示されています。この対策案の実施状況及び進捗について伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

当該対策案の実施状況でございますが、職員の異動に関しまして、職員の平均在職年数を事件の前後で比較いたしますと、事件が発生いたしました平成28年度においては4.5年であるのに対しまして、令和2年度では1年減となった3.5年となっております。

また、人事交流につきましては、当企業団及び派遣元である鶴ヶ島市、双方の事情を考慮しながら人事交流を継続してございます。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 平均在職年数が4.5年から3.5年、1年間縮まっているということです。この平均在職年数というのは、調べ方というのは、例えばいろいろな研修の際に研修の受講者、職員に対してアンケートを取るといったやり方であったり、企業団がデータから調べるといったやり方などあると思うのですけれども、どういう形で調べたのか。また、このデータと伺いますか、平均在職年数が正規職員のみの方の年数なのかについて伺います。

○高橋剣二議長 藤井事務局次長。

○藤井裕基事務局次長 お答えいたします。

平均在職年数につきましては、平成25年度から令和2年度までの期間におきまして、再任用職員を含みます、全職員の当該年度末時点での在職年数を調べまして、各年度における平均在職年数を算出いたしました。

なお、この間、当企業団では一般職非常勤職員、現行制度におけます、会計年度任用職員の採用はございませんでした。

以上でございます。

○高橋剣二議長 3番、平瀬敬久議員。

○3番 平瀬敬久議員 そのほうが正確な数値が出せるというふうに思います。

先ほどのご答弁の中で、鶴ヶ島市との人事交流という話がありました。対策後の鶴ヶ島市との人事交流の変化がどうなっているのかを最後に伺って終わりたいと思います。

○高橋剣二議長 小林事務局長。

○小林秀之事務局長 お答えいたします。

鶴ヶ島市との人事交流につきましては、公共事務の識見を広げることを目的に、定期的に人事交流を行っております。

事件後は、平成29年、30年度が、鶴ヶ島市から管理職1名、一般職3名、企業団から一般職2名の派遣、令和元年度は鶴ヶ島市から管理職1名、一般職2名、企業団から一般職1名の派遣、令和2年度は職種や経験年数等の関係で一般職の派遣は中断しておりますが、鶴ヶ島市から私を含めて2名の管理職が派遣されております。

今後とも人事交流をはじめ、これまでにお答えした再発防止策を継続して、安心して安全な水道水を坂戸市、鶴ヶ島市の皆様にお届けすることを職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高橋剣二議長 よろしいですか。

○3番 平瀬敬久議員 はい。

○高橋剣二議長 以上で3番、平瀬敬久議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。



### ◎議長の挨拶

○高橋剣二議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席いただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開会され、提出されました議案につきましては、慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心より御礼申し上げます。

これから坂戸、鶴ヶ島両市の定例会を控え、大変お忙しい時期を迎えますが、議員各位をはじめ、ご参会の皆様には健康に十分ご留意の上、今後とも水道事業の発展のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶といたします。



### ◎企業長の挨拶

○高橋剣二議長　ここで、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。

齊藤企業長。

○齊藤芳久企業長　閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集をいただき、ご提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言は、今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思いますので、今後ともご理解、ご協力をお願い申し上げます。

暦の上では立春を迎えたとはいえ、まだまだ寒い日が続くようでございます。

議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、水道事業並びに地方自治発展のため、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

(午前 11 時 47 分)

○高橋剣二議長　これをもちまして、令和 3 年第 1 回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は大変お疲れさまでした。